

諸外国等における仲裁法制等の比較表

国名		ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス		アメリカ	シンガポール	中国 (香港、マカオ以外)	香港	韓国	日本
項目						(イ) (ス)						
モデル法への対応状況 (※2)	1985年	○	×	×	×	○	△ (※1)	○	×	○	○	○
	2006年	×	×	×	×	×	△ (フロリダ州は○)	×	×	○	○	×
仲裁合意の方式 (①電子的方式的許容, ②書面性要件廃止) ※「×」=書面性必要		① (民訴法1031条)	国内仲裁 × (民訴法1443条) 国際仲裁 ② (民訴法1507条)	② (仲裁法1条参照: 明文の規定なし)	① (イ法5条)	② (ス法4条)	① (連邦仲裁法2条)	① (仲裁法4条(3)~(5), 国際仲裁法2A条(3)~ (5), 27条(1))	① (仲裁法16条, 最高 人民法院法釈(2008 年改正)7号1条)	① (仲裁条例 19条1項)	① (仲裁法8条 3項)	① (仲裁法13条)
暫定保全措置の定義 (類型)の規定の有無 ※「△」=モデル法と同一ではないが規定あり		×	×	×	△ (イ法39 条, 38条, 48条)	△ (ス規53 条, 48条, 49条, 35 条, 36条)	×	△ (仲裁法28条(2) (e) (g), 国際仲裁法12 条(1)(d) (f) (i), 27条 (1)参照)	×	○	○	×
暫定保全措置の 発令要件の規定の有無		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
予備保全命令 に関する規定の有無		×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
仲裁廷による暫定保全措置 の変更, 停止, 取消しに関 する規定の有無		×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×
事情変更の開示 に関する規定の有無		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
暫定保全措置の 費用及び損害 に関する規定の有無		○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
暫定保全措 置の執行力	国内の 仲裁廷に よるもの	○	△	×	○	△	△	○	×	○	○	×
	外国の 仲裁廷に よるもの	△	△	×	×	△	△	○	×	○	×	×
代表的な 仲裁機関名		DIS	ICC (※3)	SCC	LCIA	ICDR	SIAC	CIETAC	HKIAC	KCAB	JCAA	
件数 (2019年/2018年) (※4)		145/153	869/842	175/152 (88/76)	395/317	—/993	479/402 (416/337)	3333/2962 (617/522)	308/265 (249/190)	443/393 (70/62)	9/13	

※1 アメリカ合衆国のうち、カリフォルニア州、ジョージア州、テキサス州など6州は準拠しているとされている。

※2 モデル法に準拠しているか否かについてのUNCITRAL事務局の評価 (https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial_arbitration/status)

※3 ICC (国際商業会議所)の附属機関として設置されているICC国際仲裁裁判所の本部がパリにあるため、便宜上ここに記載 (香港やニューヨークにも仲裁手続の管理のための事務局が置かれている)。なお、ICC仲裁は事務局に申し立てられるが、実際に仲裁を行うのはその都度構成される仲裁廷となる。

※4 代表的な仲裁機関の件数は、基本的に各仲裁機関のウェブサイト記載の新規受理件数による (仲裁機関によって定義は異なり得るものの、統計上「国際」仲裁事件の内数等が公表されているものは括弧内に付記した。)

(注1) イギリス欄のうち「イ」はイングランド、ウェールズ、北アイルランドを、「ス」はスコットランドを、「イ法」は「Arbitration Act 1996 (1996年仲裁法)」、「イ法」は「Arbitration (Scotland) Act 2010 (2010年スコットランド仲裁法)」を、「ス規」は「Scottish Arbitration Rules (スコットランド仲裁規則)」を指す。

(注2) 暫定保全措置の定義 (類型)、発令要件等の規定の有無に関する欄については、モデル法と同一内容の規定でない限り、「×」としている。